

双葉運輸株式会社 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

第1章 総則

第1条 計画の目的

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別処置法（平成24年法律第31号以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、双葉運輸株式会社（以下、「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを、目的とする。

第2条 基本方針

会社は新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等行動計画（以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画、広島県 新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「広島県行動計画」という。）及び本計画に基づき、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第3条 計画の運用

本計画の想定は、政府行動計画及び広島県行動計画に基づく想定とし、次のとおりとする。

1. 県民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
2. ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、従業員自身の罹患の他、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭の療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤する。

第4条 用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

2. 新型インフルエンザ等対策

特措法第22条第1項の規定により広島県対策本部（以下、「広島県対策本部」という。）が設置された時から、同法第25条の規定により広島県対策本部が廃止されるまでの間において、県民の生命及び健康を保護するとともに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関が特措法に基づき実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第5条 対策本部の設置

1. 社長は、広島県知事を本部長とする対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するために、双葉運輸株式会社 新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
2. 社長は前項に関わらず、必要と認める場合は、対策本部を設置することが出来る。

第6条 本社対策本部長

本社対策本部長は、社長とする。

第7条 構成

対策本部の構成は、別表第1のとおりとする。

第8条 事務局

対策本部の事務局は、総務部に置き、事務局長は総務部長とする。

第9条 対策本部長等の任務

事務局長及びその他、対策本部の構成員（以下「本部員」という）の任務は次のとおりとする。

1. 対策本部長は対策本部を総括する。
2. 対策副本部長は、本社対策本部長を補佐する。
3. 事務局は、本社対策本部の運営を統括する。
4. 本社対策本部を構成する本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

第10条 情報収集及び共有体制

会社は、平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異する可能性のある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員及びその家族に周知する体制を確保する。

第11条 対策本部の解散

1. 対策本部長は広島県対策本部が解散された場合には、対策本部を解散する。
2. 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部設置を継続する必要性がないと判断したときには、対策本部を解散する。

第12条 関係機関との連携

当社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」）を実施する上で不可欠となる関係事業者等と発生時における連携について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第13条 業務内容及び実施方法

1. 会社は、第1章 第3条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、貨物の輸送等の業務を適切に実施する。
2. 国、及び地方公共団体から食糧等の緊急支援物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。

第14条 人員計画

あらかじめ定める人員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を適切に実施する。

第15条 感染対策の検討及び実施

従業員等に対して新型インフルエンザ等の症状のある者が乗車しない事、マスク着用等エチケットの徹底など、時差出勤や自転車等の活用 及び不要不急の外出の抑制の呼びかけに努め、感染症対策を図るものとする。

第4章 その他

第16条 教育及び訓練の実施

1. 会社は平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する 新型インフルエンザ等対策業務についての訓練に参加するよう努めるものとする。
2. 新型インフルエンザ等対策業務とその他の訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他の訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

第17条 計画の見直し

1. 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行う場合には、軽微な変更である場合を除き、広島県知事に通知するとともに、その趣旨の公表を行う。
2. 会社は、前項の計画の変更にあたり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保する ほか 広く関係者の意見を求めるように努めるものとする。

この計画は、平成27年8月1日より実施する。

以上

別表第 1 (第 7 条)

本社対策本部構成

対策本部長	社 長
対策本部副本部長	常 務
事務局長	総務副部長

	役 割	担当部所	責 任 者
対策本部	事務局	総務・人事部	総務副部長
	情報収集・広報		総務課長
	社内連絡調整		
	物資調達		
	車両運行管理	支店・営業所	各営業所長
	運転者確保調整		
	対外折衝	営業部	営業部長